むつ市空家・空地バンク運用要綱

令和８年１０月２６日
むつ市告示第２１８号

（目的）

第１条　この要綱は、空家・空地バンクを設けることにより、本市の空家及び空地の利活用の促進を図るとともに、放置される空家及び空地の発生を抑制し、もって安全安心な居住環境を維持することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空家　居住を目的として建築され、かつ、現に人が使用していない住宅及び附属建物並びにその敷地をいう。

⑵　空地　居住を目的として建物を建築することができる土地で、現に利用されていないものをいう。

⑶　所有者等　空家又は空地（以下「空家等」という。）に係る所有権その他の当該空家等の売買、賃貸借等を行う正当な権利を有し、当該空家等の売買、賃貸借等を行うことができる者をいう。

⑷　利用希望者　空家等の購入又は賃借を希望する者をいう。

⑸　空家・空地バンク　市が空家等の利活用を目的に、所有者等からの同意を得た上で空家等の情報を提供する制度をいう。

（空家・空地バンクへの登録の申込み等）

第３条　空家・空地バンクへの空家等の登録を希望する所有者等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

⑴　むつ市空家・空地バンク登録申込書（様式第１号）

⑵　むつ市空家・空地バンク登録カード（様式第２号）

⑶　空家等に係る登記事項証明書

⑷　共有名義の場合は、共有者全員の同意書又は誓約書

２　市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その登録に必要な調査を行うものとする。

（空家等の登録）

第４条　市長は、前条第２項の調査の結果が適当と認めるときは、空家等を空家・空地バンクに登録するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、空家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その情報を登録することができない。

⑴　法令等に違反しているもの

⑵　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第２項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）又は同法第１３条第１項に規定する管理不全空家等（以下「管理不全空家等」という。）に認定されているもの

⑶　所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法第７７号）第２条第６項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者（以下「暴力団員等」という。）であるもの

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長がその情報を登録することが適当でないと認めるもの

３　市長は、第１項の規定による登録（以下「バンク登録」という。）をしたときは、むつ市空家・空地バンク登録完了通知書（様式第３号）により所有者等に通知するものとする。

４　バンク登録の有効期間は、登録を完了した日から３年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、再度バンク登録をすることを妨げない。

（登録の更新）

第５条　バンク登録の更新を希望する者は、前条第４項の登録期間が満了する日の７日前までに、むつ市空家・空地バンク登録更新申込書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　バンク登録を更新した場合のバンク登録の有効期間は、更新の日から３年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（空家等の管理）

第６条　バンク登録された空家等の所有者等は、その登録の期間中、当該空家等を適正かつ良好に管理しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第７条　第４条第３項の規定による通知を受けた所有者等（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、むつ市空家・空地バンク登録内

容変更届出書（様式第５号）及びむつ市空家・空地バンク登録カード（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、その登録事項を更新するものとする。

（登録の抹消）

第８条　市長は、登録者からむつ市空家・空地バンク登録抹消申出書（様式第６号）の提出があったとき、又はバンク登録された空家等（以下「登録物件」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するとともに、むつ市空家・空地バンク登録抹消通知書（様式第７号）により当該登録者に通知するものとする。

⑴　登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

⑵　登録物件が特定空家等又は管理不全空家等に認定されたとき。

⑶　第３条第１項の規定による提出書類に虚偽の記載があったとき。

⑷　登録物件が第４条第４項に定める有効期間を満了したとき。

⑸　その他市長がバンク登録の抹消が必要であると認めるとき。

（登録情報の公開）

第９条　市長は、登録物件の情報（登録者の個人情報を除く。）をホームページ等を通じて広く公開するものとする。

（利用の申込み等）

第１０条　登録物件の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、むつ市空家・空地バンク利用申込書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その申込み内容を当該空家等の登録者に通知するものとする。ただし、利用希望者が暴力団員等であると認めるとき又は公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

（登録者と利用希望者との交渉等）

第１１条　登録者と利用希望者との間における登録物件に関する交渉及び売買契約又は賃貸借契約について、市は直接これに関与しない。

２　登録者は、前項の契約が締結された場合は、むつ市空家・空地バンク契約締結報告書（様式第９号）により速やかに市長に報告しなければならない。

３　登録物件に関する交渉及び契約に関して発生した一切の問題については、当事者間で解決するものとする。

（秘密の保持）

第１２条　この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（適用上の注意）

第１３条　この要綱は、空家・空地バンク以外による空家等の取引を規制するものではない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、空家・空地バンクに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に空家・空地バンクに登録されている物件は、この要綱の相当規定により空家・空地バンクに登録された物件とみなす。この場合におけるバンク登録の有効期間は、第４条第４項の規定にかかわらず、令和１１年３月３１日までとする。